

寒川町LED防犯灯
更新付帯サービス付きリース事業

提案募集要項

令和6年6月

寒川町

寒川町LED防犯灯更新付帯サービス付きリース事業募集要項

目次

1. 募集の趣旨
2. 事業概要
3. 事業対象
4. 予定上限価格
5. 支払い方法
6. 事業者
7. 優先交渉権者決定からサービス開始までのスケジュール
8. 応募条件
9. 応募に関する留意事項
10. 本事業選定の流れ
11. 事業全体スケジュール
12. 審査及び審査結果の通知
13. 本事業の提案書における提示条件
14. 事業実施に関する事項
15. 契約に関する事項
16. 防犯灯具仕様
17. 工事仕様
18. 工事計画

1. 募集の趣旨

本町は平成26年10月に経費削減ならびに環境負荷の軽減を図るため、町内全域に設置している防犯灯をLED化した。現在は約3800灯防犯灯が設置されており、LED化から10年が経過し、灯具の劣化等により適切な管理に支障をきたすことが危惧される状況にある。

本事業は町内のLED防犯灯の灯具の更新ならびに更新後の適切な管理を行うためのものであり、以上の目的に合致する民間事業者の一括提案（以下「提案」という）を受け、本町にとって最も優れていると考えられる提案を選定するための募集を行うものである。

審査の結果、最も優れている提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という）は、本町と契約の締結に向け協議を行い、合意に至った場合、本事業に係る事業契約を締結し、本事業を実施するものとする。

2. 事業概要

（1）事業名称

寒川町LED防犯灯更新付帯サービス付きリース事業（以下、「本事業」という）

（2）契約概要

リース期間は10年間で、令和7年4月1日から令和17年3月31日までとする。
防犯灯の更新工事及び電気契約変更等の期間は、令和6年10月1日から令和7年3月31日までとする

（3）業務内容

- 1) 本事業における設備更新に関する調査、設計、灯具の調達、施工、施工監理、既存設備の撤去及び廃棄処分、電力会社との契約手続き及びその関連業務
- 2) 令和6年10月1日～令和7年3月31日の工事期間（以下「工事期間」という）における、既存設備不点灯時の修繕業務
- 3) 防犯灯管理システムの構築・データ更新
- 4) 令和7年4月1日～令和17年3月31日のリース契約期間（以下「リース契約期間」という）内における設備の維持管理業務
- 5) リース契約終了後の対応
- 6) 上記以外、事業者が独自に提案する業務

工事期間			リース契約期間		
R6.10.1		R7.3.31	R7.4.1		R17.3.31
調査・設計・灯具調達・施工・施工管理			維持管理業務		
既存設備の撤去及び廃棄処分業務			防犯灯管理システムにおけるデータの更新		
既設防犯灯不点灯時の修繕業務			その他付帯サービス業務		
電力会社との契約手続き及びその関連業務					
防犯灯管理システムの構築・データ更新					

3. 事業対象

3 6 2 3 灯「総数 3 7 3 5 灯（令和 6 年 3 月 3 1 日現在）から直近 3 年間に設置した
1 1 2 灯を除いた数」
1 0 W：3 6 2 1 灯
2 0 W：2 灯

4. 予定上限価格

総額 1 9 1, 7 2 0, 0 0 0 円（税込み）

5. 支払い方法

令和 7 年 4 月より令和 1 7 年 3 月まで毎月の均等払い

6. 事業者

寒川町長 木村 俊雄

7. 優先交渉者決定からサービス開始までのスケジュール

- | | |
|---------------|----------------------------------|
| (1) 優先交渉権者の決定 | 令和 6 年 8 月下旬 |
| (2) 契約の締結 | 令和 6 年 9 月中旬 |
| (3) 工事期間 | 令和 6 年 1 0 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 |
| (4) リース契約開始日 | 令和 7 年 4 月 1 日 |

8. 応募条件

- (1) 応募者の資格要件
- 1) 本事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同体）

とする。

- 2) グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1社選定し、その代表者が本町との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負うものとする。
- 3) 参加表明時は、応募者の構成員全てを明らかにし各々の役割分担を明確にする。
- 4) 応募者は、「かながわ県電子入札共同システム」より寒川町の事業者登録が済んでいるものとする。
- 5) 応募者は、応募を含むそれ以降の提案にかかわる諸手続及び契約等にかかわる諸手続を行う。
- 6) 本提案提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とする。ただし、設立条件などに関しては、本町と協議したうえで合意を得るものとする。

(2) 応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。なお、グループの場合、グループとしてこれらの要件を満たすこと。

- 1) 応募者は、参加表明書及び資格確認書類により、本募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- 2) 応募者は、事業運営、維持管理、システムサポートを円滑に行うため迅速に対応ができる者であること。

(3) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者の構成員となることはできない。

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- 2) 本募集要項の配布の日から、本提案書提出日までの期間に本町の「指名停止に関する取扱い基準」に基づく指名停止の措置を受けている者。
- 3) 本募集要項の配布の日から本提案書提出日までの期間に建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止処分を受けている者。
- 4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用している者。
- 5) 商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- 6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者。
- 7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定

による更正手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件（以下「更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更正手続開始の申し立てを含む。以下「更正手続開始の申し立て」という。）をしている者又は申し立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更正計画の認可の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更正計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更正手続開始の申し立てをしなかった者又は更正手続の申し立てをなされなかった者とみなす。

- 8) 参加表明書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。
- 9) 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者。
- 10) 最近1年間の法人税、事業税、地方税を滞納している者。

（4）町内業者の活用

応募者は、可能な限り町内の業者を活用し、地域への経済波及効果を図ること。

9. 応募に関する留意事項

（1）費用負担

応募に関する全ての書類の作成および提出に係る費用は、応募者の負担とする。

（2）提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、本町は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりしないものとする。

（3）特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

（4）本町からの提出書類の取り扱い

本町が提供する資料は、応募者にかかわる検討以外の目的で使用してはならない。

- (5) 応募者の複数提案の禁止
応募者は、1つの提案しか行うことができない。
- (6) 複数の応募者の構成員等となることの禁止
応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。
- (7) 構成員の変更の禁止
応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本町と協議を行い、本町がこれを認めたときはこの限りでない。
- (8) 提出書類の変更禁止
提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めた場合、求めに応じること。
- (9) 虚偽の記載の禁止
参加表明書又は本事業提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は本事業提案書を無効とする。

10. 本事業選定の流れ

- (1) 応募者の要件
本提案募集への応募者は、「8. 応募条件」で定める資格要件を満たす者とする。
- (2) 応募資格要件の確認および提案要請
参加表明した者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書で要請する。
- (3) 最優秀提案の選定
プレゼンテーションにより提案内容を審査し、最優秀提案1者を選定する。
- (4) 詳細協議
最優秀提案をした者は優先交渉権者となり、リース契約の契約締結までに、「防犯灯管理計画書」を作成し、リース契約書を締結するまでの諸条件についての本町との詳細協議を行うものとする。
- (5) 事業者の選定
優先交渉権者は本町と協議を行い、協議が整えばリース契約を締結し、契約事業者となる。なお、契約までの費用については優先交渉権者の負担とする。
- (6) 担当窓口
本提案募集に係る窓口は、次のとおりとする。
担当窓口 : 寒川町町民部町民安全課防犯・交通安全担当
住 所 : 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地
電 話 : 0467-74-1111 (代表)
F A X : 0467-74-2833
電子メール : koutsuu@town.samukawa.kanagawa.jp

1 1. 事業全体スケジュール

(1) 事業は、次の日程で行う。変更がある場合は随時ホームページで公表する。

	項 目	日 程
①	公告及びホームページにて公開	令和6年6月14日（金）
②	募集要項に関する質問受付	令和6年6月17日（月）～6月21日（金）
③	質問の回答	令和6年6月28日（金）
④	参加表明書および資格確認書類の受付	令和6年7月1日（月）～7月5日（金）
⑤	応募者資格確認結果、提案要請書の通知	令和6年7月12日（金）
⑥	提案書の受付	令和6年7月16日（月）～7月24日（水）
⑦	プレゼンテーション、選考	令和6年8月6日（火）
⑧	最優秀および優秀提案の選出、結果通知	令和6年8月下旬
⑨	契約の内容確定	令和6年9月中旬
⑩	契約の締結	令和6年9月中旬
⑪	工事期間	令和6年10月1日（火）～令和7年3月31日（月）
⑫	リース契約開始	令和7年4月1日（火）

(2) 本提案募集の手続き

1) 募集要項の配布

募集要項は、本町のホームページにて公表する。

2) 募集要項に対する質問受付・質問回答

本要項および資料に関する質問の受付及び回答は、次により行う。

①質問の方法

質問は、質問書（様式第1号）を使用すること。なお、受付は電子メールのみとし、電話、FAX、持参等は不可とする。質問1件につき1枚提出（送信）する。なお、電子メール送信の際は、件名を「寒川町LED防犯灯更新付帯サービス付きリース事業質問書」と記載することとし、メール送信後、電話でメールの到着を確認すること。

②受付期間

令和6年6月17日（月）～6月21日（金）午後5時まで（必着）

※土日・祝日は除く

3) 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめてホームページで公表する。口頭による個別対応は行わない。

(3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参又は、郵送で提出する。

なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとする。

1) 受付期間

令和6年7月1日（月）～7月5日（金）午後5時（必着）

持参の場合の受付時間は、開庁日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。

2) 受付場所

寒川町町民部町民安全課

3) 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを1部提出すること。

《参加表明作成要領》

①参加表明書（様式第2号）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

②グループ構成表（様式第3号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、施工役割、その他役割（分担名を記載のこと））を明確にすること。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書または覚書等の内容を添付すること。

③履行保証書（様式第4号）

事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができる。

④印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3カ月以内に発行されたもの。

⑤商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で受付日前3カ月以内に発行されたものを綴じたもの。

⑥納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出。

⑦財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたもの。なお、写しでも可とする。

また、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付。

⑧会社概要

企業設立年から現在までの営業の沿革および主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを1部綴じたもの。

ア．設立年、代表者役職および氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数（様式第5号の1）

イ．企業状況表（様式第5号の2）

ウ．有資格技術職員内訳表（様式第5号の3）

エ．各役割の責任者業務実績表（様式第5号の4）

オ．その他、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付すること。なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認める。

⑨特定建設業の許可証明書

建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」、またはこれに類する許可証明書を提出すること。なお、写しでも可とする。

ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示すること。

⑩関連事業実績一覧表（様式第6号）

様式に従い、以下の項目を網羅したE S C O事業等の省エネルギー改修工事の実績表を提出すること。

⑪各資格者免許証の写し

有資格技術職員のうち、各代表1名分の資格者免許証（表・裏）の写しを提出すること。

⑫監理技術者免許証の写し

施工役割会社における監理技術者免許証（表・裏）の写しを提出すること。

（４）参加資格確認結果及び提案要請に係る通知

参加資格確認の結果は、本町から応募者（代表者）に郵送及び電話により通知する。

（５）提案書の提出

提案要請を受けた応募者は、本町が提供する配布資料に示す資料を基に「寒川町LED防犯灯更新付帯サービス付きリース事業提案書類様式提出書類」

に従い、本事業提案書を作成し、担当窓口へ持参する。

1) 受付期間

令和6年7月16日(月)～7月24日(水) 午後5時まで(必着)

2) 提出書類

「寒川町LED防犯灯更新付帯サービス付きリース事業提案書類様式」によるものとする。

(6) 参加を辞退する場合

提案要請を受けた応募者が以降の参加を辞退する場合は、本事業提案書受付の締切日の前日までに提案辞退届(様式第18号)を1部、担当窓口に持参または郵送で提出すること。

12. 審査および審査結果の通知

(1) 審査

日程：令和6年8月6日(火)

選定基準に基づき、次の評価項目に基づいて審査する。

評価項目	配点の合計
提案者に関する項目	100点
事業計画に関する項目	
技術面に関する項目	
地元配慮に関する項目	
その他の項目	
総合評価項目	

(2) 審査の流れ

本提案の審査にあたっては、以下の要領で行う。

- 1) 応募者からの提案書類及びプレゼンテーションをもとに、提案内容の実行能力を審査する。
- 2) 審査結果、最も優れた応募者を最優秀提案者とし、本事業契約にあたっての優先交渉権者とする。また次点を優秀提案者とし、次選交渉権者とする。

(3) 審査結果の通知

- 1) 審査結果は、提案者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。
- 2) 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- 3) 審査結果は本町のホームページに掲載する。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- 1) 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合・期限内に提案書類が提出されなかった場合。
- 2) 提案書類に虚偽の記載があった場合。
- 3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- 4) 本募集要項に違反すると認められる場合。

1 3. 本事業の提案書における提示条件

応募者は、以下の条件に基づき、提案書を作成する。

- (1) 本町が定めた防犯灯仕様に合った製品を使用すること。
- (2) 本町の計画に基づき工事を遂行できること。
- (3) 本町の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行う。維持管理にかかる経費は原則として事業者の負担となる。
- (4) 事業費の総額が本町の希望する金額以下であること。
- (5) その他、この要項に定めることのほか、提案の募集等の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

14. 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

- 1) 事業者は、募集要項、配付資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
- 2) 業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、本町と事業者の両方で誠意をもって協議することとする。

(2) 本事業の契約期間中の事業者と本町の関わり

本事業は、事業者の責により遂行され、本町は契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

(3) 本町と事業者との責任分担

1) 基本的な考え

本提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。
ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行うものとする。

2) 予想されるリスクと責任分担

①事業者の責任分担

- ・ 本設備の製品不具合による損害
- ・ 工事における第三者への損害
- ・ 破損行為、事故、いたずらなどによる損害

②町の責任分担

- ・戦争、暴動などによる損害

3) 事業の継続が困難となった場合における措置

優先交渉権者が詳細診断実施後、リース契約が締結される前に、以下の措置を講ずものとする。

- ① 「本提案書」と「防犯灯管理計画書」の内容が大きく乖離した場合など、優先交渉権者の責により契約できない場合は、本町からそれまでに要した費用を請求できるものとする。
- ② 本町の指示により事業が中止された場合は、事業者は提案書で提示した金額を上限に、本町と協議のうえ合意した金額を請求できるものとする。なお、リース契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、リース契約書において定めるものとする。

4) 税制

税制のリスクの負担関係については、下記のとおりとする。

①消費税

増減に関するリスクはサービスを受ける本町が負担する。

②税の新設

税が新設された場合、当該新税のサービスを享受する者が支払うべきものであれば本町が負担し、地域社会の中で収益を目的に事業を行う者が支払うべき税である場合には事業者が負担する。なお、どちらにも該当しない場合は別途協議のうえ負担者を決定する。

15. 契約に関する事項

(1) 契約の手順

本町と優先交渉権者は、リース契約締結のための手続きを行う。

(2) 契約の時期

令和6年9月中旬（予定）

(3) 契約の概要

募集要項、防犯灯管理計画書に基づき、契約が成立した場合に締結するものであり、事業者が遂行すべき工事および運転、維持管理に関する業務内容や支払方法などを定めるものとする。

また、本町と事業者の役割と責任および遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

(4) リース期間

リース契約期間は10年とする。

16. 防犯灯具仕様

(1) 灯具の性能等

- 1) 使用する灯具は、国内メーカーの製品であること。また、メーカーは、ISO9001（品質）及びISO14001（環境）を取得していること。
- 2) 公益社団法人日本防犯設備協会（以下「協会」という。）が定める「優良防犯機器（RBSS）」の認定品または同等以上の性能を有する機器であること。
- 3) 定格寿命は60,000時間以上（光束維持率70%）であること。
- 4) 光色は昼白色とし、色温度は4600K～5500K程度とする。
- 5) 周囲への不要な漏れ光を避けるため、防犯灯水平状態において上方光束比は5%以下であること。
- 6) 防塵・防水性能について、保護等級はIP44以上であること。
- 7) 動作保証温度は、-20℃～35℃を満たすこと。
- 8) 雷サージ機能（コモンモード15kV）を有していること。
- 9) 入電電圧100Vに対応できること。なお、入力電圧200Vについては個別に協議の上、対応すること。
- 10) 日本防設備協会技術標準（SES E1901-4:2015改正）における防犯灯の標準基準B+を満たすこと。
- 11) 灯具には自動点滅器が内蔵されていること。
- 12) 光害対策の対応ができるもの。

(2) その他

- 1) 灯具のメーカー保証期間は、10年間であること。
- 2) 灯具に型式・ロットナンバーが明記され、製品の管理がなされていること。
- 3) 灯具に使用されているLEDチップは製造業者を明確にできること。
- 4) 電柱及び防犯灯専用柱などに既設の防犯灯と置き換えて設置できること。

17. 工事仕様

- (1) 契約後、工事計画を速やかに作成し、本町と事前に調整を図ること。
- (2) 工事を行うに当たっては、本町の業者を積極的に使用すること。
- (3) 取り外した灯具の取扱いについては、本町が方法を指定した場合は、それに従うこと。
- (4) 工事に係る契約内容不適合については契約に基づき、事業者の責任になる。

18. 工事計画

工事に当たっては、次の事項の基準で実施すること。なお、具体的な工事計画については工事着手前に本町と協議すること。

(1) 工事の優先順位

本町が優先と判断した箇所

(2) 工事方法

設置するLED防犯灯については、本町の指定する方法・仕様等を守りつつ、照度において既設防犯灯の性能と同等のものに交換する。

以 上